

平成 28 年 8 月 20 日からの大雨（台風 9・10・11 号等）
災害義援金募集要綱【第 2 版】

社会福祉法人北海道共同募金会

1. 趣 旨

平成 28 年 8 月 20 日から台風等による大雨は、道北、道東を中心に道内各地に大きな被害をもたらし、多くの町に災害救助法が適用されました。

北海道共同募金会は、これらの事態を憂慮し被災された方々の救援を目的に災害義援金の募集を実施致します。

2. 実施期間 平成 28 年 9 月 2 日（金）から 9 月 30 日（金）まで

3. 実施方法

期間中、関係機関・関係団体等に働きかけるとともに、義援金を受付ける。

4. 義援金の受付

義援金は北海道共同募金会並びに市町村共同募金委員会で受付ける。

5. 義援金の振り込み窓口等

(1) 郵便振替口座

00180-9-361361

(2) 指定銀行口座

・北洋銀行道庁支店（普）口座番号 370379

・北海道銀行道庁支店（普）口座番号 404433

(3) 口座名義

・郵便振替口座～「北海道共同募金会大雨災害義援金」

・指定銀行口座～「社会福祉法人 北海道共同募金会」

(4) 現金書留（住所は下記 8. に記載のとおり）

本会宛の現金書留封筒宛名の左側に「救助用」と記載のこと

(5) 送金手数料・郵便料金免除期間

平成 28 年 9 月 5 日（月）から 9 月 30 日（金）まで

※ 同行間の振込について手数料免除となります。ATM からの振込については、ゆうちょ銀行のみ手数料がかかります。インターネットバンキングについては、いずれも手数料がかかります。

6. 領収書の発行

領収書は別添様式にならない各受付窓口で発行するものとし、受け入れた義援金は適宜、北海道共同募金会（上記口座）に送金するものとする。

なお、拠出した義援金について税制上の優遇措置（損金扱い等）を希望される場合は、「義援金損金扱い領収書希望者リスト（様式任意；氏名・住所・金額・受入月日を記載のこと）」を本会まで送付すること。

後日、「北海道災害義援金募集委員会」名の領収書（免税領収書）発行を行う。

なお、寄付者が直接、上記の各金融機関で送金された場合は、振込金受領証をもって税制上の優遇措置対象となる事ができます。

ただし、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、この募集要綱も、確定申告時にあわせて必要となります。

7. 義援金の配分方法

寄せられた義援金は北海道共同募金会がとりまとめ、「北海道災害義援金募集委員会」に集約し、公正、適正に被災対象地域に配分する。

8. 事務局

社会福祉法人北海道共同募金会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 4 階

電話 011-231-8000 担当：大作（おおさく）

岩手県台風 10 号大雨等災害義援金募集要綱 (第 2 版)

社会福祉法人岩手県共同募金会

1 趣旨

平成 28 年 8 月 30 日に岩手県太平洋沿岸部に上陸した台風 10 号により、岩手県内では岩泉町をはじめ 5 市 4 町 3 村で死傷者等の人的被害、家屋の流失、床上浸水・床下浸水等の被害が発生、災害救助法が適用されました。

岩手県共同募金会 (以下「本会」という) では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

岩手県台風 10 号大雨等災害義援金

3 募集期間

平成 28 年 9 月 5 日 (月) から同年 10 月 31 日 (月) まで

4 義援金受入口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 名 義 等 |
|--------|-----------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 岩手銀行 | 本店 | (普) 2 2 4 1 8 5 3 | 社会福祉法人岩手県共同募金会 岩手県台風 10 号大雨等災害義援金 |
| ゆうちょ銀行 | 0 0 1 3 0 - 2 - 3 8 7 4 9 7 | | 岩手県共同募金会 台風 10 号大雨災害義援金 |

※ 1 岩手銀行の本・支店間の窓口からの振込手数料、ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局の窓口からの振替手数料は無料です。

※ 2 上記以外の他銀行からの振り込みや ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

〒020 - 0831 岩手県盛岡市三本柳 8 - 1 - 3 社会福祉法人岩手県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

金融機関での振込金受領書等に本「岩手県台風 10 号大雨等災害義援金募集要綱」を添えて、または本会が発行する領収書を確定申告時にご提出ください。

なお、本会が発行する領収書が必要な方は別紙「岩手県台風 10 号大雨等災害義援金領収書希望者名簿」をご提出ください。

7 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、岩手県、日本赤十字社岩手県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

8 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱いします。救援物資・物品は取り扱いしていません。

(2) この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行します。

9 月 9 日改正 (第 2 版)

問い合わせ先

社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020 - 0831 岩手県盛岡市三本柳 8 - 1 - 3

TEL : 019 - 637 - 8889 FAX : 019 - 637 - 9712